

巖木高校改編計画

平成29年3月27日
佐賀県教育委員会

目次

	頁
検討の趣旨	1
「新巖木高校設置準備委員会」での検討経過	1
計画の内容	
1 校名	2
2 めざす学校像、キャッチフレーズ等	2
3 特色ある教育活動	3
4 教育課程	4
5 校時	6
6 地域連携	7
7 教育相談体制	11
8 生徒指導体制	13
9 進路指導体制	14
10 選抜方法	15
11 部活動	17
資料1 新高校設置準備委員会設置要領	
資料2 新巖木高校設置に向けた検討体制	
資料3 新巖木高校設置準備委員会委員構成	

検討の趣旨

佐賀県教育委員会は、平成 26 年 12 月に「新たな生徒減少期に対応した佐賀県立高等学校再編整備実施計画（第 1 次）」を策定し、厳木高等学校の改編を決定した。

計画では、平成 30 年度までに、厳木高等学校（1 学年 120 人（3 学級規模））を、1 学年 80 人（2 学級規模）とし、太良高等学校と同様に、1 学級は不登校経験や発達障害のある生徒及び高等学校中途退学者を対象とした全県募集枠、1 学級は学区募集枠とすることとした。

これを踏まえ、厳木高等学校の具体的な在り方等を検討するために、平成 27 年 4 月に厳木高等学校、唐津市、厳木高等学校の同窓会・PTA、地元中学校及び佐賀県教育委員会の関係者からなる「新厳木高校設置準備委員会」を立ち上げ、魅力ある新高等学校づくりを目指した検討を行ってきた。

「新厳木高校設置準備委員会」での検討経過

平成 27 年度から平成 28 年度にかけて、「新厳木高校設置準備委員会」を 8 回開催し、厳木高等学校の改編に向けた検討を行った。

また、この委員会は公開とし、その都度、県のホームページ等を通じて、開催案内や協議事項概要等の報告を行い、県民への情報提供に努めた。

これまでの設置準備委員会開催日及び主な検討事項は、次のとおりである。

回	日付	主な検討項目
第 1 回	平成 27 年 5 月 28 日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員委嘱 ・ 新実施計画の概要 ・ 新高校設置準備委員会検討スケジュール ・ めざす学校像
第 2 回	平成 27 年 8 月 17 日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太良高校の概要についての説明（太良高校より） ・ めざす学校像 ・ 地域連携 ・ 教育課程・校時表 ・ 教育相談・生徒指導体制
第 3 回	平成 27 年 10 月 27 日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・ めざす学校像 ・ 教育課程 ・ 校時表 ・ 地域連携 <p>設置準備委員会開催前に委員による太良高校視察</p>
第 4 回	平成 28 年 1 月 7 日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育課程・校時表 ・ 教育相談・生徒指導体制 ・ 施設・設備 ・ 地域連携 ・ 教職員配置
第 5 回	平成 28 年 3 月 28 日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選抜方法 ・ 部活動 ・ 校務分掌・各種委員会 ・ 進路指導
第 6 回	平成 28 年 5 月 31 日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育課程 ・ 教育相談、生徒指導、進路指導体制の検討結果 ・ 校名・校歌・制服等の検討 ・ 校務分掌・各種委員会
第 7 回	平成 28 年 8 月 31 日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校章・キャッチフレーズ・マスコットキャラクター ・ 制服・体育服 ・ 体験学習・総合的な学習の時間 ・ 学校設定教科・科目 ・ 部活動 ・ 行事計画
第 8 回	平成 28 年 10 月 27 日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厳木高校改編計画（原案）

計画の内容

1 校名

佐賀県立巖木高等学校 (さがけんりつ きゅうらぎ こうとうがっこう)

以下、改編前の巖木高等学校と区別が必要な場合は(新)巖木高等学校と記載

改編時期 : 平成30年4月
課程及び学科 : 全日制課程(単位制)・普通科
設置場所 : 〒849-3193 佐賀県唐津市巖木町巖木727

2 めざす学校像、キャッチフレーズ等

(1) 「めざす学校像」

自然に恵まれた豊かな環境の中で、次のような学校をめざす。

生徒一人一人を見つめ、地域と一体となって、きめ細かな教育や支援を行う学校
個々に応じた科目選択や単位認定により、生徒の個性や可能性を最大限に引き出す学校
充実したキャリア教育や様々な体験活動により、時代や環境の変化に柔軟に対応できる力を育む学校

郷土の文化や風土の学習を通して、郷土を愛し地域や社会に貢献しようとする意欲を持った人材を育成する学校

互いの個性を理解し尊重することで、他人を思いやる優しい心と豊かな人間性を育む学校

(2) その他

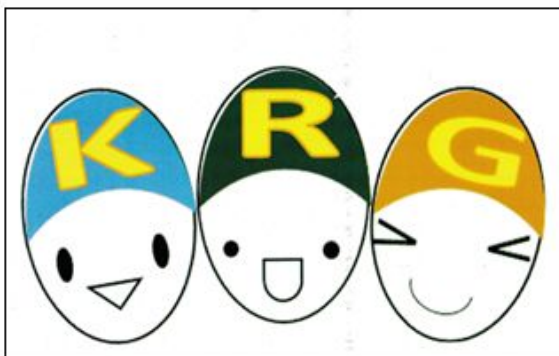
校歌は、改編前の巖木高等学校の校歌を引き続き使用する。

キャッチフレーズ

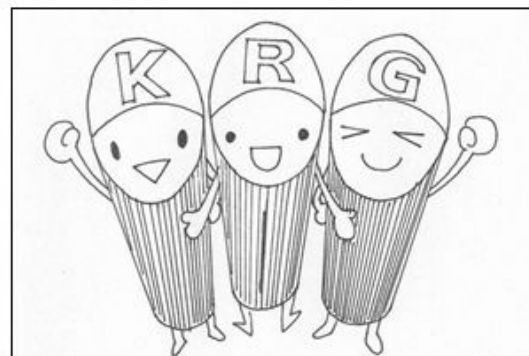
「わかすぎ」スクール (若い力の 限りない可能性 素敵な未来を 切り拓け)

マスコットキャラクター

- ・ 名称「わかすぎくん」



【顔のみ】



【全身タイプ】

3 特色ある教育活動

(1) 単位制

多様な選択科目の設定

進学から就職まで幅広く対応したコース設定

- ・ 進学主コース：教養・演習系、芸術・スポーツ系
- ・ 就職主コース：情報・ビジネス系、生活・福祉系

卒業要件単位：74 単位

各種検定、学校外における学修等幅広く単位を認定

2 学期制（前期：4 月～9 月 後期：10 月～3 月）

(2) 体験的な学習（地域で育むキャリア教育）

恵まれた自然環境を生かした体験学習（里山再生保全活動、果樹・野菜栽培実習等）

地域人材による教養学習

インターンシップ

ボランティア活動

(3) 生徒支援（充実した支援体制）

少人数教育

- ・ 全県募集枠による入学生の 1 年次は 1 クラス 20 人編制
- ・ 2 年次以降は西部学区枠の生徒と全県募集枠の生徒との混合クラス編制

リメディアル教育

- ・ 学び直しのための基礎科目の設定（コミュニケーション英語基礎、数学基礎）
- ・ 始業前時間（「若杉タイム」）の活用（学び直し教材・読書タイム・デジタル教材等の活用）

教育相談

- ・ 環境整備（教育相談室、学習支援室等を設置）
- ・ スクールカウンセラーの配置
- ・ 学習支援室には教職員（支援員等）を配置

ユニバーサルデザイン

- ・ 授業における配慮（見通しを立てた授業展開、蛍光チョークの使用等）
- ・ 学習環境及び施設（教室の環境統一、机・いすの防音対策、遮光カーテン、教室への空調設置）

通学への配慮（県内全域からの通学を可能とするため、始業時間を 9 時 40 分に設定）

ホームステイ相談窓口の設置

- ・ 公共交通機関での通学が困難な生徒に対し、巖木市民センターが窓口となって、ホームステイ受入先の斡旋を行う。

4 教育課程

(1) 教育課程設定の方針

単位制導入による多様な選択科目の設定（少人数での授業展開）

選択科目（学校設定科目）の設定

- ・ 中学時の内容の学び直しから、国公立大学進学等まで対応できる科目設定
- ・ 職業科目、資格取得関連科目やコンピューター関連科目など、多様な科目を設定
- ・ 心身の健全な育成や社会的自立への取組支援等のため、ボランティア活動や体験学習等、校外学習活動を設定

履修モデルの設定

就業体験やスポーツ文化活動、技能審査の成果などによる多様な単位認定

2学期制に基づく半期認定科目の設定

(2) 多様な単位認定（学校外における学修の単位認定等）

学校外における学修等については、次の場合に単位認定する。

ア 大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学修、その他の教育施設等における学修

イ 知識及び技能審査に係る学修

在学中に（別表1）に示した検定等を取得した場合

（別表1）

	検定名	主催	級	認定単位
知識 及び 技能 審査	危険物取扱者	総務省	乙種4類	1単位
	日本語ワープロ検定	日本情報処理検定協会	初段	2単位
			1級	2単位
			2級	1単位
	電卓技能検定	日本電卓技能検定協会	1級	2単位
			2級	1単位
	情報処理技能検定	日本情報処理検定協会	1級	2単位
			2級	1単位
	実用英語技能検定	日本英語検定協会	準1級	5単位
			2級	4単位
準2級			3単位	
3級			2単位	
日本漢字能力検定	日本漢字能力検定協会	2級	2単位	
		準2級	1単位	
		3級	1単位	
硬筆書写検定	日本書写技能検定協会	2級	1単位	
毛筆書写検定	日本書写技能検定協会	2級	2単位	

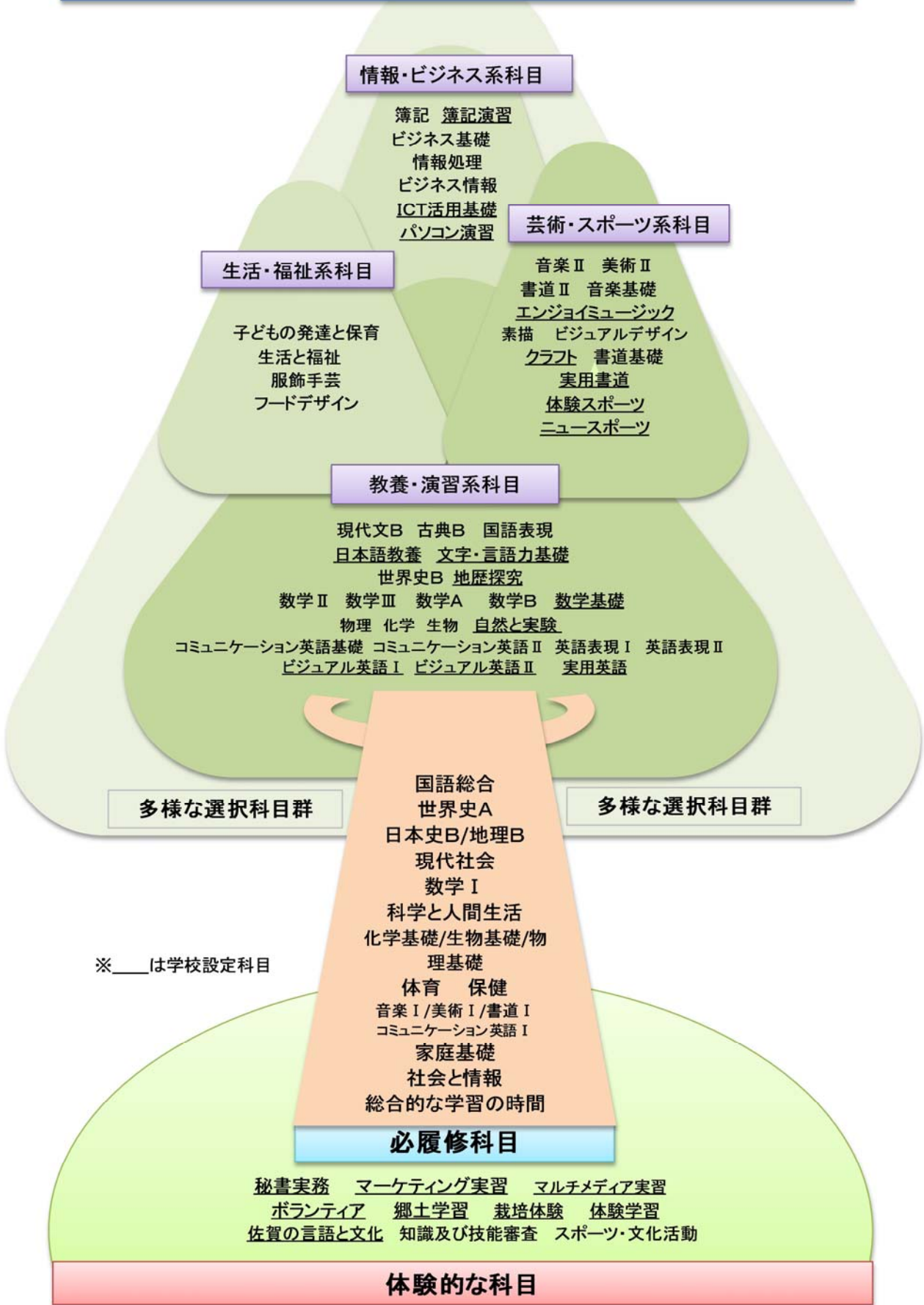
ウ ボランティア活動

- ・ 事前に申請した校外での活動について会議を経て承認された場合
（平日を除いた休日や長期休業中の活動で、活動時間35時間を満たす活動）

エ スポーツ又は文化に関する活動

- ・ 在学中に、高体連、高野連、高文連等主催の大会・コンクールで、上位入賞等の優秀な結果を残した場合（ただし、教育長表彰の対象となるレベルでの実績の場合）

設定予定科目(案)



※____は学校設定科目

5 校時

平成 30 年度から、45 分校時を導入する。(改編前の巖木高等学校の 2 年生及び 3 年生も同じ校時とする。)

校時表

校時	45分授業
読書(若杉タイム)	～ 9:40
SHR	9:40 ～ 9:55
1校時	9:55 ～ 10:40
2校時	10:50 ～ 11:35
3校時	11:45 ～ 12:30
昼休み	12:30 ～ 13:15
4校時	13:15 ～ 14:00
掃除	14:00 ～ 14:15
5校時	14:15 ～ 15:00
6校時	15:10 ～ 15:55
SHR	15:55 ～

<登下校時の JR 線各駅発着時刻> (平成 29 年 1 月 26 日現在)

登校時				下校時			
上り線				下り線			
唐津(発)	6:51	7:33	8:56	巖木(発)	16:16	17:25	18:25
巖木(着)	7:23	8:04	9:27	唐津(着)	16:44	17:52	18:55
下り線				上り線			
鳥栖(発)	6:07	6:42	7:51	巖木(発)	16:16	16:53	17:25
佐賀(着)	6:33	7:08	8:20	佐賀(着)	16:58	17:30	18:04
佐賀(発)	6:40	7:43	8:25	佐賀(発)	17:06	17:45	18:45
巖木(着)	7:23	8:23	9:10	鳥栖(着)	17:36	18:16	19:16

前後期日程

2 学期制(前期:4 月~9 月 後期:10 月~3 月)とする。

45 分授業のため、長期休業中等に出校日を設定する。

夏季休業中に出校日のうち 5 日間は、体験学習、ボランティア活動、インターンシップ等に充てる。

6 地域連携

(1) 基本方針

地域に開かれた学校づくりの推進

- ・ 地域との関わりを深める教育活動の実施（体験学習、職場体験）
- ・ 地域の伝統的行事への積極的参加や伝統文化の継承
- ・ 休日等の学校施設の地域開放（グラウンド、武道場など）
- ・ 教職員と地域住民の連携による非行防止等の生徒指導

地域の教育力の活用

- ・ 地域の多彩な人材を講師とした学校設定科目の開設
- ・ 学校と地域との交流や人材の相互活用

(2) 小中高連携事業

地元小中学校と連携した教育活動を行う。（学校行事、授業、ボランティア活動等）

(3) 通学対策（地域連携に係るもの）

ホームステイ受入先の斡旋等

(4) 「地域教育連絡協議会」の設置

学校経営等に地域の意見等を取り入れ、地域が支援する学校とするため、地域教育連絡協議会を設置する。

(5) 体験学習

体験学習における基本方針

地域の協力を得ながら体験学習を実施することとする。自然の偉大さや美しさなどに出会ったり、現実の社会の中で様々な人と関わったりすることにより、次のような学習効果が期待される。

- ・ 心身の健全な発達や豊かな人間性の醸成
- ・ コミュニケーションスキルや社会性の獲得
- ・ 勤労の尊さや生産の喜びの体験

ア 受講回数

在学中に2回以上の体験学習（インターンシップ1回を含む。）の受講を指導する。

イ 評価

就業体験（インターンシップ）、ボランティア活動は単位認定のみとし、実習を中心とする学校設定科目は単位認定及び評価（出席、レポート、意欲・態度等）を行う。

ウ 保険

- ・ 体験学習中に生徒が傷病等を負った場合、生徒が予め加入している日本スポーツ振興センター災害共済で対応する。

〔 障害見舞金 3,770 万円～82 万円
死亡見舞金 2,800 万円（運動などの行為と関連がない場合 1,400 万円） 〕

- ・ 生徒の非に帰する事由により、体験先又は第三者に損害を与えた場合に備え、予めインターンシップ・ボランティア等体験活動賠償責任保険（産業教育振興中央会）に加入する。

生徒負担額 250 円	身体賠償 1 名・1 事故	1 億円限度
	財物賠償 1 事故・期間中	2,000 万円限度

体験学習の内容等

- ア 実習を中心とする科目として実施するもの
年間指導計画に基づき、実習を中心とする学校設定科目として単位認定する。

学校設定科目の種類

- ・ 受入先（事業所等）での体験学習
- ・ 学校農園における実習（テニスコート横の学校農園を使用）
- ・ 地域や郷土について学習する科目
- ・ その他、実習を中心とする科目

実施回数

週 1 回程度の実施を基本とする。

実施上の留意点

- ・ 指導者として、地元人材を活用する。
- ・ 各講座には最低 1 人ずつの担当教員を配置し、実施内容については十分に事前指導を行う。
- ・ 事業所等での体験学習及び校外で活動を行う体験学習の活動先への生徒移動については、学校周辺であれば徒歩又は自転車、遠方の場合は公共交通機関又は公用車の利用を検討する。

設定科目

「**体験学習基礎**」 … 受入先（事業所等）での体験学習

- 【受講期間】 1 年次必履修（通年）
【修得単位数】 2 単位（週 1 回、5・6 時間目（45 分×2 コマ））
【参加人数】 1 グループ 9 人～13 人×4 講座×2 日（曜日を変えて実施）
=（80 人が参加）

【講座内容】

- A 「里山再生保全活動」（実習先：環境芸術の森）
B 「果樹・野菜栽培実習」（実習先：町内のみかん農家及び近郊の休耕田）
C 「介護・保育ボランティア」（実習先：近郊の老人福祉施設及び保育所）

【時間設定例】

	内容	時間（校時案）	備考
1	学校出発・作業内容説明	14:00 ～ 14:30	・作業体験中の休憩は指導者の指示で適宜行う。
2	作業体験	14:30 ～ 15:30	
3	講評及び後片付け	15:30 ～ 15:35	・事前説明、学習内容整理は校内で実施する場合も考える。
4	作業終了・学校到着	15:35 ～ 15:55	

【移動手段】 公用車、自転車、徒歩

「栽培体験」「郷土学習」 … 学校農園における実習やフィールドワーク

【受講期間】	2年次選択履修（半期認定科目）
【修得単位数】	1単位（週1回）
【参加人数】	10～40人程度
【講座内容】	<p>「栽培体験」：季節ごとの野菜（じゃがいも・とうもろこし・サツマイモ等）の栽培</p> <p>「郷土学習」：佐賀県に関する「歴史・史跡・人物・産業・名所・名物」等の探究学習</p>

イ 学校外で行うボランティア活動を主とするもの

実施時期： 長期休業中等に5日間集中的に実施

（ボランティア活動4日、学習内容整理1日）

活動内容： 1日8時間以内とし、外部団体の計画内容に基づく活動を行う。

実施上の留意点

- ・ 対象は1～3年次生とする。
- ・ 必要な範囲で担当教諭が巡回指導を行う。
- ・ 交通費等は生徒負担とする。
- ・ 評価は行わず、単位認定のみとする。

ウ 学校外で行う就業体験を主とするもの

学校設定科目「就業体験（インターンシップ）」として単位認定する。

実施時期： 長期休業中等に5日間集中的に実施

（就業体験3日 事前指導1日 学習内容整理1日）

始業から午後5時程度までの1日8時間以内の就業体験とする。

活動内容：

- ・ 受入れ事業所との協議により決定する。
（正規従業員と同じ勤務状態で業務の一部の実習を行う。）
- ・ 原則として1業種で実施する。

時間設定例（7月～8月に集中実施）

	内容	時間	備考
1	作業内容説明	9:00～9:30	・ 始業時から午後5時程度までの1日8時間以内の作業とする。 ・ 作業体験中の休憩は指導者の指示で適宜行う。 ・ 最終日は学習内容整理日とする。
2	作業体験	9:30～12:00	
3	昼食休憩	12:00～13:00	
4	作業体験	13:00～16:30	
5	講評及び後片付け	16:30～17:00	

実施上の留意点

- ・ 対象は原則2年次生とし、全員受講を基本とする。
- ・ 事前・事後の指導は適宜行う。
- ・ 必要な範囲で担当教諭が巡回指導を行う。
- ・ 交通費等は生徒負担とする。
- ・ 評価は行わず、単位認定のみとする。

体験学習年間計画（全体計画）：第1学年

	【前期】															【後期】															連携協力先			
	4月			5月			6月			7月・8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月				3月		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15				
A	里山再生保全活動															里山散策・調査 水環境保全作業 水環境調査 清掃活動 活動のまとめ・レポート															環境芸術の森			
B	果樹・野菜栽培実習															果樹・野菜栽培実習 水やり・選別作業 収穫 発表資料作成 発表資料作成 発表資料作成 発表資料作成															殿木地区 果樹農業及び 東松浦農業改良 普及センター			
C	介護・保育ボランティア															介護・保育施設訪問 発表資料作成 発表資料作成 発表資料作成 発表資料作成															殿木・相知地区 介護施設及び 保育施設			
	合同オリエンテーション															合同オリエンテーション																		
	夏															冬																		
	前															後																		
	中															中																		
	末															末																		
	考															考																		
	査															査																		
	夏															冬																		
	休															休																		
	業															業																		
	中															中																		

7 教育相談体制

(1) 目標

生徒が安心して、より充実した高校生活を送ることができるように、個々の生徒の実態を踏まえたうえで、それぞれの特性や状況に応じた支援や相談を行う。

(2) 基本方針

個別の生徒の状況に対応できる教育相談や支援体制の構築
スクールカウンセラー（ＳＣ）等の専門家や県教育センター等の専門機関の活用
全ての教職員の教育相談スキルの向上に向けた取組の実施
学校・家庭・地域の密接な連携
ホームルームや授業、学校行事などあらゆる機会を通じた指導・支援の工夫
相談・支援が必要な生徒に配慮した、施設・設備の整備

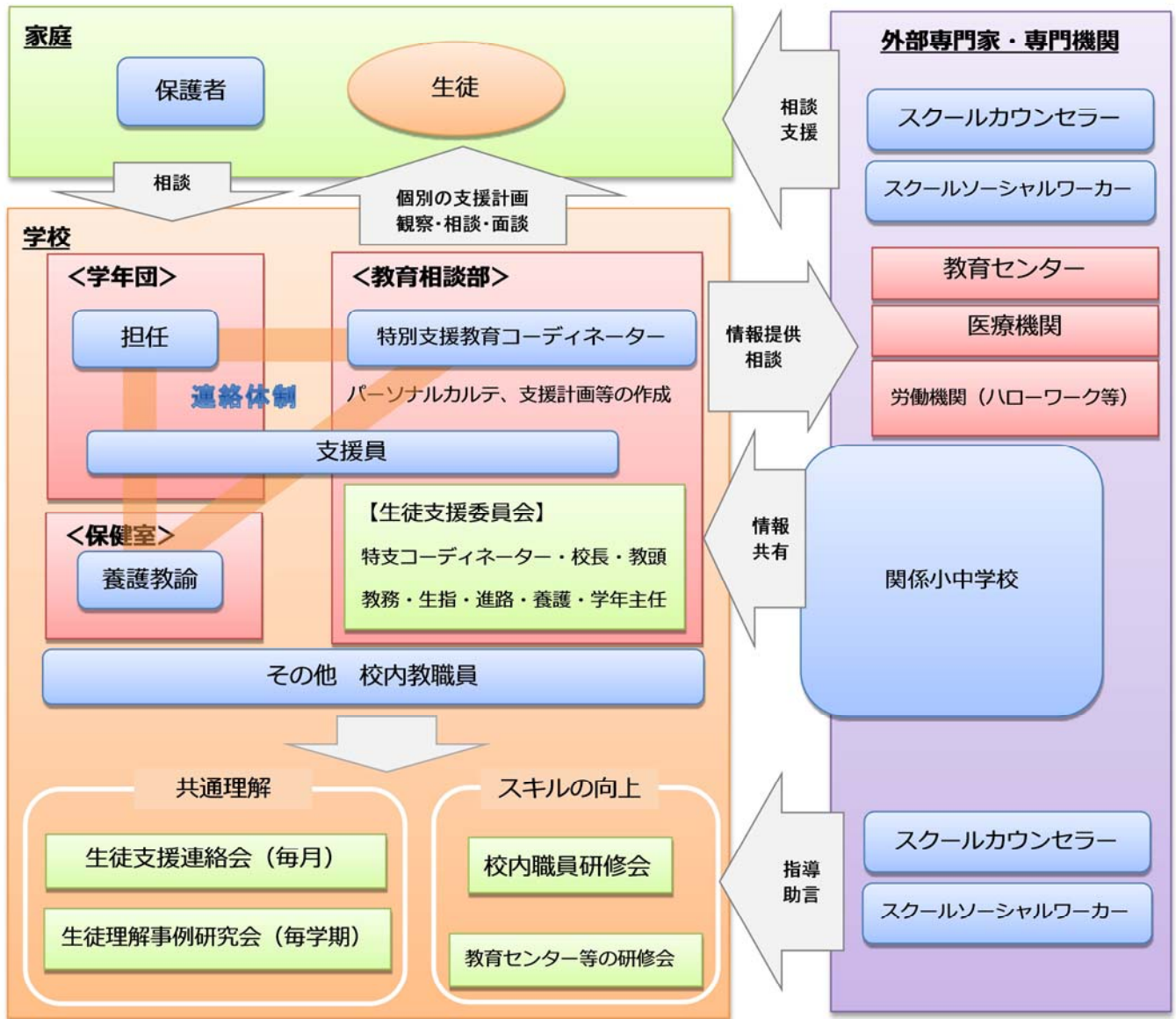
(3) 教育相談・支援体制の整備

支援体制の構築

- ア 教育相談スキルを持った職員をバランス良く各学年に配置する。
- イ 定期的（月１回程度）に生徒支援連絡会を実施し、生徒の状況把握に努める。
- ウ 生徒の問題行動等が発生した場合や緊急対応等が必要な場合は、担任等が報告書を作成し、関係職員で情報共有するとともに、必要に応じて生徒支援委員会に諮る。
- エ 学校生活が切り替わる節目ごとに教育相談週間を設定し、二者面談等による生徒の状況把握を行う（年度当初、夏休み明け、後期等）。
- オ 個々の生徒に関して、関係中学校（小学校）と情報交換を行い、パーソナルカルテや生徒支援計画書等を作成して情報の共有に努め、指導・支援の参考とする。
- カ 教育相談主任（特別支援教育コーディネーター）又は担当者の何れかが、教育相談室に常駐できるようにする。
- #### 学校外の専門家・専門機関の活用
- ア 県の「県立学校スクールカウンセラー配置事業」及び「スクールソーシャルワーカー活用事業」を最大限活用し、活用時間の確保に努める。
- イ 学習支援員を配置し、支援が必要な生徒への学習支援等を行う。
- #### 教職員の資質向上
- ア 定期的に外部専門家等による校内教職員研修会を実施する。
- イ 県教育センターの研修等を活用し、教職員の教育相談スキルの向上を図る。
- ウ 定期的（学期に１回程度）に、全教職員による生徒理解のための事例研究会等を開催し、情報の共有と教職員のスキル向上に努める。
- #### 連携
- ア 年２回程度、担任・保護者・生徒による三者面談を実施し、生徒の家庭での状況把握に努めるとともに、情報共有を図る。
- イ 発達障害に関する専門家による保護者対象の研修会を年１回以上実施する。（保護者会開催に合わせて実施するなど）
- #### 指導・支援の工夫
- ア 生徒個々の特性や状況に応じて「ソーシャルスキルトレーニング」を実施する。
- イ 体験的な学習プログラムを通じて個々のコミュニケーション能力の向上を図る。
- #### 施設・設備の整備
- ア 授業中などに心身の不調が出た生徒への対応や学習指導のために、校内に学習支援室やカームダウン室等を整備する。

- イ 学習支援室には教職員（支援員等）を配置する。
- ウ 原則として受講していた授業と同じ内容を自習、課題学習させる。
- エ 学習支援室等の利用はあくまでも臨時的なものであり、通常授業に戻れるように支援する。

教育相談体制 概念図



8 生徒指導体制

(1) 目標

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 他人を思いやる優しい心と豊かな人間性の育成2. 社会規範を遵守し、公共心を持った良識ある生徒の育成3. 自律的態度の涵養と、基本的生活習慣の確立4. 場にふさわしい振る舞いができる、気品ある人格の陶冶 |
|--|

(2) 基本方針

生徒の個性や特性に応じた、全職員の共通理解に基づく指導
地域や保護者と連携した指導の実施
あいさつの励行と身だしなみ指導の徹底
環境美化活動や奉仕活動の重視
交通ルール遵守の徹底

(3) 指導体制・内容

- 生徒の個性や特性に応じた、全職員の共通理解に基づく指導
- ア 管理職、生徒指導主任、学年主任、担任を中心として、教育相談、養護教諭と連携しながら指導を行う。
- イ 生徒の日頃の行動や態度等について、職員会議や教育相談の会議等の場を活用して全職員で情報を共有し、一致した方針で指導する。
- ウ 問題事案発生時における校内連絡体制を整備し、全職員で周知徹底する。
- エ 発達障害のある生徒の指導
- ・ 発達障害のある生徒への指導に当たっては、生徒の実態に応じた指導を行う。
(例：大声での指導に注意する。個別の指導を心がける。背後から声を掛けない等)
- オ 不登校経験のある生徒や中途退学者の指導
- ・ 不登校、中途退学になった原因等について情報を共有し、個々に応じた指導を行う。
- 地域や保護者と連携した指導の実施
- ア 授業参観、保護者会、学校便り等を活用して、保護者や地域に情報提供し、理解を得る。
- イ 保護者や地域と連携し協力を得て、朝や帰りの登下校指導を行う。
- あいさつの励行と身だしなみ指導の徹底
- ア 職員と地域、保護者による朝のあいさつ運動を行う。
- イ 授業、集会等、日常の学校生活の様々な機会を通じて、あいさつ指導を行う。
- ウ 全職員の共通理解に基づき、日常的な身だしなみ指導を徹底する。
- 環境美化活動や奉仕活動の重視
- ア 「ボランティア」の授業に環境美化活動や奉仕活動を取り入れる。
- イ 毎日の掃除時間は「全員掃除」とし、全職員で清掃指導を行う。
- 交通ルール遵守の徹底
- ア 保護者や地域と連携し協力を得て、朝や帰りの登下校指導を行う。(再掲)
- イ 年に1~2回程度、自転車マナー講習会や交通安全講話等を実施する。

9 進路指導体制

(1) 目標

1. 自己実現に向けて基礎学力を磨き、自らの進路を主体的に選択する姿勢の涵養
2. 望ましい職業観・勤労観を身に付けた、柔軟に社会に適応し、貢献できる人材の育成

(2) 進路指導基本方針

組織的、体系的なキャリア教育の推進
望ましい職業観・勤労観及びソーシャルスキルの育成
多様な生徒に対する進学指導・就職支援体制の構築
地域や家庭、諸機関との連携による進路保障

(3) 進路指導体制の具体的方策

- 組織的、体系的なキャリア教育の推進
- ・ 進学・就職、何れにも対応したカリキュラムを編成する。
 - ・ シラバスの作成及び進路希望に応じた履修モデルの設定を行う。
 - ・ 各学年における体系的なキャリアガイダンス(シラバス説明会及び履修ガイダンス含む)を実施する。
 - ・ 学校設定科目等で、職業に関する教科・科目について、一定の履修機会を確保する。
 - ・ 総合的な学習の時間、ホームルーム活動を有効に活用して、進学指導や就職指導を行う。
- 望ましい職業観・勤労観及びソーシャルスキルの育成
- ・ 職業に関する多様な体験学習やインターンシップを実施し、望ましい職業観や勤労観を身に付けさせ、社会と関わる力を養う。
 - ・ 「総合的な学習の時間」で、ソーシャルスキルに関する学習活動を取り入れ、規範意識やルール、マナー等を身に付けさせる。
 - ・ 職業の意義や社会人としての心構えに関する講演会等を実施する。
- 多様な生徒に対する進学指導・就職支援体制の構築
- ・ 生徒の希望進路に応じた学力向上を図るため、特課や個別指導を実施する。
 - ・ 適切な時期に各種模試や適性検査を実施することで、現状把握と目標設定を行わせる。
 - ・ 進路意識の涵養を図るため、オープンキャンパスへの参加や職場体験学習を行う。
 - ・ 担任及び進路担当者を中心に、きめ細やかな進路相談を行い、個々の生徒の進路希望の把握に努める。
 - ・ 各種資格取得希望者に対しては、特課や個別指導等、適切な指導を行う。
- 諸機関との連携による進路保障
- ・ 進路担当者、担任及び外部関係機関との共通理解のもと、連携を図りながら学校全体で取り組む。
 - ・ 進路指導主事等は、保護者、公的就職支援機関、就労支援コーディネーター、発達障害に専門性を有するCSO(市民社会組織)との連携を図り、適切な就業体験先や就職先の確保充実に努める。

10 選抜方法

(1) 募集定員

西部学区枠：40人

全県募集枠：40人

転編入学枠：10名程度（4月・10月）

(2) 選抜基本方針

西部学区枠の対象となる生徒

西部学区（旧北部学区・旧西部学区）の生徒

全県募集枠の対象となる生徒

全日制高等学校で学ぶ意欲と能力のある県内全域の

- ・ 不登校経験があり、やり直す意欲のある生徒
- ・ 発達障害があり、特性を伸ばそうとする生徒
- ・ 高等学校中途退学者で学び直す意欲のある者

(3) 応募資格

佐賀県立高等学校入学者選抜実施要項を基本とする。

西部学区枠

原則として保護者及び志願者の住所が佐賀県内にある者（ただし、東部学区からの志願者で入学を許可される者の数は募集定員の20%以内）

全県募集枠

原則として保護者及び志願者の住所が佐賀県内にあるもので、全日制高等学校で学ぶ意欲と能力があり、以下のア～ウの何れかの条件を満たすもの

ア 不登校経験等のある者

中学校での不登校に係る欠席日数及び適応指導教室への通所等により出席扱いになっている日数の合計が、いずれかの学年で30日以上である者

イ 発達障害のある者

医療機関等から発達障害（LD、ADHD、高機能自閉症等）の診断を受けている者、又は本人及び保護者が発達障害であることを認識している生徒で、中学校長もその傾向があると判断する者

ウ 高等学校を中途退学した者（なお、前籍校の修得単位は原則として（新）巖木高等学校の卒業単位として認めない。）

一般選抜試験の西部学区枠と全県募集枠の併願は認めない。

転編入学（全県募集枠）

転編入学は、4月と10月に以下の者を対象として募集する。

ア 転入学： 現在、他の高等学校に在籍している者

イ 編入学： 高等学校に1年以上在籍し、一定の単位を修得して中途退学した者（転編入学の年次は修得単位数等より決定する。）

(4) 選抜方法

西部学区枠

中学校長から提出された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績及び面接の結果等に基づき、総合的に審査して行うものとする。

全県募集枠

- ・ (新) 巖木高等学校で学習したいという生徒の意欲を重視する。
- ・ 受検教科のうち高得点3教科を傾斜配点とし、さらに面接を重視して評価する。
- ・ 調査書の出欠の記録と各教科の学習の記録については評価の対象としない。

その他

- ・ 平成30年度の4月転入学・編入学試験については実施しない。

11 部活動

(1) 部活動指導目標（平成 30 年度（案））

部活動を通じて、学校への所属感、学校生活に対する目的意識を高めるとともに、自己肯定感、思いやりと協力の精神を育て、生徒の人間形成に役立てる。

地域の人々や保護者との連携を図り、心身共に健全な生徒の育成に努める。

(2) 部活動編成及び今後のスケジュール

部活動等 (※平成 28 年度現在)	H29	H30	H31	H32	備考
アーチェリー（男女）					
サッカー（男）					
野球（男）					
バスケット（男）	募集停止	募集停止	廃部		H31～廃部
バスケット（女）	} インドアスポーツ（女）				H29～インドアスポーツに統合
バレーボール（女）					
ソフトテニス（男）					
ソフトテニス（女）					
ソフトボール（女）	廃部				H29～廃部
弓道（男女）	募集停止	募集停止	廃部		H31～廃部
陸上（男女）	募集停止	募集停止	廃部		H31～廃部
卓球同好会（男女）		卓球部			H30～部に昇格
放送					
美術					
書道					
食物手芸	食物研究				H29～改名
ボランティア					H28～登録制
茶道					
音楽	募集停止	募集停止	廃部		H31～廃部
パソコン検定		新設			H30～新設

ボランティア部は正規の部員に加え、他の部活動部員の登録制とする。

新高校設置準備委員会設置要領

平成14年10月21日
佐賀県教育委員会教育長決定
一部改正 平成17年4月 1日
一部改正 平成18年7月12日
一部改正 平成21年4月 1日
一部改正 平成27年4月 1日

(設置)

- 第1条 佐賀県立高等学校再編整備実施計画に定める再編等によって設置される高校(以下「新高校」という。)の具体的な在り方等を検討するために、県立高等学校再編整備推進本部設置要綱第7条の規定に基づき、新高校設置準備委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会は、新高校ごとに別表のとおり設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる具体的な検討を行う。
- (1) 新高校の教育内容及び管理運営等に関すること。
 - (2) 新高校の施設・設備に関すること。
 - (3) 新高校への円滑な移行に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、検討を要すること。

(組織)

- 第3条 委員会の委員は、再編等整備の対象となる学校(以下「再編等対象校」という。)の校長、教職員、県教育委員会事務局関係者及び地域関係者のうちから教育長が委嘱する。
- 2 委員会には委員長及び副委員長を置き、再編等対象校関係委員の中から教育長が指名する。
 - 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
 - 4 委員長は、必要と認めるときは、委員会に作業部会を設置することができる。

(会議)

- 第4条 委員会は、委員長が招集し、主宰する。
- 2 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

- 第5条 委員会の事務局は、委員長が所属する学校及び県立高校再編整備推進室に置く。

(補則)

- 第6条 この要領に定めるもののほか、委員会及び作業部会の運営に必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

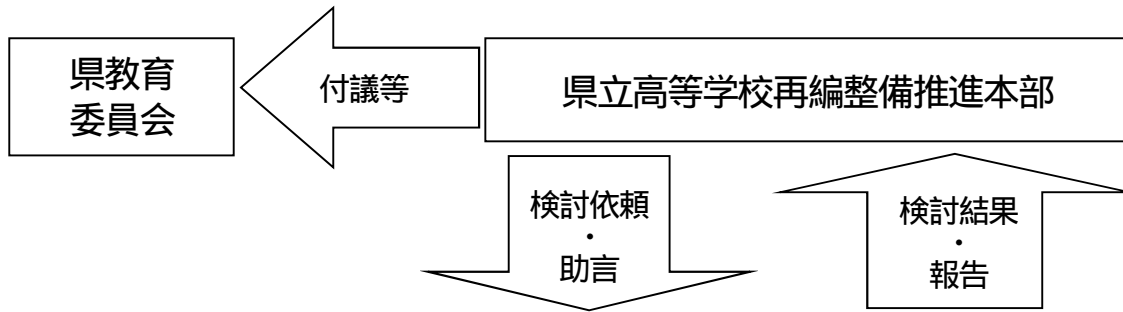
附 則

この要項は、平成14年10月21日から施行する。

別表（第1条関係）

委 員 会 名	再 編 等 対 象 校
伊万里地区新高校 設置準備委員会	伊万里農林高等学校、伊万里商業高等学校
杵島地区新高校 設置準備委員会	白石高等学校、杵島商業高等学校
新巖木高校 設置準備委員会	巖木高等学校
鹿島地区新高校 設置準備委員会	鹿島高等学校、鹿島実業高等学校
嬉野地区新高校 設置準備委員会	塩田工業高等学校、嬉野高等学校

新巖木高校設置に向けた検討体制



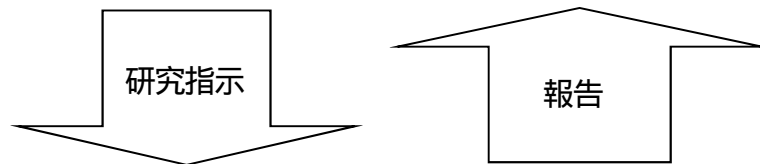
新巖木高校設置準備委員会（H27.4月設置）

委員構成

- ・両校関係者（教職員）
- ・地域関係者（市町、高校PTA・同窓会、中学校長代表等）
- ・県教育委員会

所掌事項

新高校の教育内容及び管理運営等、施設・設備、新高校への円滑な移行等

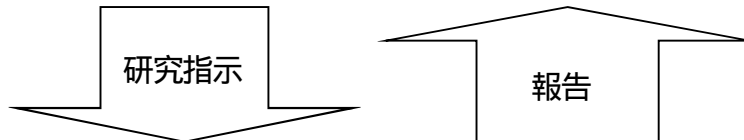


新巖木高校作業部会

委員構成 両校の教頭・担当者、県教育委員会担当者（事務局含む）

検討事項

委員会の所掌事務のうち研究指示事項



校内検討委員会

検討事項

作業部会の検討事項のうち研究指示事項

資料3

新巖木高校設置準備委員会委員構成

No.	所属・職名	氏名	備考	
1	巖木高等学校 校長	馬場 知之	委員長・学校関係者	
2	巖木高等学校 教頭	北村 敬	副委員長・学校関係者	
3	巖木高等学校 事務長	円城寺 弥生	学校関係者	
4	唐津市教育長	稲葉 継雄	唐津市	市町関係者
5	唐津市 巖木市民センター長	市丸 信一		
6	巖木高等学校 同窓会代表	米倉 憲一郎	地元関係者	
7	巖木高等学校 PTA代表	濱村 宜弘		
8	唐津市立巖木中学校長	篠原 智文	中学校関係者	
9	教育総務課長	熊崎 康春	県教委関係者	
10	教育振興課長	五反田 進		
11	特別支援教育室長	馬場 浩輔		
12	教職員課長	福地 昌平		
13	学校教育課長	松尾 敏実		
14	教育情報化支援室長	碓 浩一		
15	保健体育課長	吉松 幸宏		
16	県立高校再編整備推進室長	原 和弘		
17	県立高校再編整備推進室 教育企画監	岩村 彰		
	県立高校再編整備推進室 教育企画主査	高山 裕樹		
事務局	巖木高等学校 指導教諭	藤田 務	事務局	
	県立高校再編整備推進室 企画主幹	山下 秀司		
	県立高校再編整備推進室 企画主査	高山 裕樹		

